

公益法人関連事業評価書 (第三者分配型補助金等)

平成 18 年 3 月

評価対象 (事業名)	産業医学助成費補助金	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部計画課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること
	III	労働衛生対策の推進を図ること

(2) 事業の概要

事業内容					
産業医科大学に対する助成を通じて産業医学の振興と産業医の養成・確保を図る。 (労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号)					
関連公益法人名					
(財) 産業医学振興財団					
財政状況 (単位: 百万円)					
	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
国から交付された補助金等	9, 6 8 5 (決算額)	8, 7 3 9 (決算額)	7, 8 8 1 (決算額)	7, 7 6 4 (予算額)	7, 0 6 5 (予算案)
第三者分配比率 (%)	8 0. 4 %	7 7. 1 %	7 5. 1 %		

2. 評 価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>(財) 産業医学振興財団に交付されている「産業医学助成費補助金」は、産業医学の振興を図り、もって労働者の健康管理の充実に資することを目的として、産業医学振興財団が行う産業医科大学の運営に対する助成の事業等について補助するものである。</p> <p>労働者の健康管理をめぐっては、じん肺、化学物質による中毒、アスベストによる職業性のがん等職業性の疾病対策のほか、近年は、高年齢労働者の健康及び作業管理、過労死、メンタルヘルス対策等の新たな課題が発生している。このため、これらの疾病の予防対策をはじめとする労働者の健康確保のための産業医学についての研究を行うとともに、事業場において職業性疾病の予防や労働者の健康確保を推進する産業医の養成を図ることが必要である。</p>

産業医科大学においては、一般的な医学教育に加え、労働衛生工学、産業中毒学、メンタルヘルス等についての教育を行うとともに、工場における現場実習等により、産業保健に必要な実践的な教育を行っている。また、卒後教育として産業医の実務に関する研修を行うこと等により、専門的な産業医の養成システム及びこれに必要な産業医学に関する研究体制を確立している。

産業医科大学は、こうした質の高い産業医を養成、確保するための卒前、卒後の一貫した教育、研究体制を確立させた唯一の機関である。

こうして、産業医科大学において養成された、産業医学に関する高度で専門的な教育を受けた者が事業場に選任等され、その作業環境の整備等を行うことにより、職場における労働衛生水準の向上や労働者の健康の維持増進が図られていることから、産業医学助成費補助金は、必要不可欠かつ有効なものである。

併せて、補助に当たっては、「中期目標・中期計画」を策定し、平成16年度から21年度までに、一般管理費の16.25%、事業費の6.25%の削減を行うこととしている。

なお、同大学に対する助成は、私立大学審議会の示した「経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること」等を満たすことを条件にその設立が認可された経緯から、(財)産業医学振興財団を通じて行っているところである。

(参考)

- ・脳心臓疾患等の労災請求件数 平成12年度 617件 → 平成16年度 816件
- ・精神障害等の労災請求件数 平成12年度 212件 → 平成16年度 524件
- ・医師国家試験合格率 平成13年度 86.9% → 平成17年度 93.4%

評価結果 (政策的必要性を始めとした合理的理由)

過労死、メンタルヘルス対策等の新たな課題が発生している中で、これらの疾病の予防対策をはじめとする労働者の健康確保のためには、産業医の必要性が増してきている。このような中、産業医科大学への助成等を通じて専門性の高い良質な産業医を引き続き養成・確保するとともに産業医学についての研究を行うことは不可欠であり、補助を行うことが必要である。

3. 特記事項

なし。